

広島市条例第5号

令和8年3月27日

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例

広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中	広島市障害児 保育審議会	市長の諮問に応じ、障害児の 保育に関する重要な事項を調 査審議すること。	を

広島市障害児 保育審議会	市長の諮問に応じ、障害児の 保育に関する重要な事項を調 査審議すること。	に改め、「（平和大通
広島市指導不 適切保育教諭 認定審議会	市長の諮問に応じ、教育公務 員特例法（昭和24年法律第 1号）の規定による幼児に対 する指導が不適切である保育	

教諭の認定に関する事項を審議すること。

り公園（平和大通り公園交流区域に限る。以下同じ。）の指定管理者の選定に関する事項を除く。）」を削り、「及び平和大通り公園」の右に「（平和大通り公園交流区域に限る。）」を加え、同表教育委員会の項中「（昭和24年法律第1号）」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。